

川崎市路上違反広告物除却推進協力員の手引き

川 崎 市
建 設 緑 政 局

はじめに

川崎市では、道路上のはり紙、はり札、立看板等の違反広告物の除却について、定期的に市職員及び委託業者により除却活動を実施するとともに、町内会・自治会等の御協力を得まして、違反広告物除却推進協力員の皆様に御活躍いただいております。

違反広告物除却推進協力員は、市民の皆様に法令上適正な形で違反広告物の除却に御参加いただき、地域ぐるみの除却活動を展開するため、平成13年4月に創設された「市民等の協力による路上違反広告物除却推進事業」により位置づけられております。

協力員は、市長から権限を委嘱されて、市内の道路上にある違法なはり紙、はり札、立看板等の除却活動をしていただくことになります。

協力員となられました皆様には、まちの美化、景観の維持に御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

〈目 次〉

1	屋外広告物法及び川崎市屋外広告物条例等について	…3
	・ 屋外広告物法（抜粋）	…3
	・ 川崎市屋外広告物条例（抜粋）	…4
	・ 川崎市市民等の協力による路上違反広告物除却推進実施要綱	…6
	・ 川崎市市民等の協力による路上違反広告物除却推進実施要綱施行細則	…7
2	路上違反広告物除却推進協力員とは	…8
3	活動できる区域	…8
4	除却活動時の注意事項	…8
5	除却活動の報告及び除却物件の回収	…8
6	除却できるもの	…9
7	除却できないもの	…10
8	事故・トラブルが発生したとき	…11
9	活動実績	…12
10	その他	…12
	* 様式「違反広告物除却報告書」	…13

1 屋外広告物法及び川崎市屋外広告物条例等について

屋外広告物法とは、「良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止する」ことを目的として、屋外広告物の表示等に関する必要な規制の基準を定めた法律です。

屋外広告物法及び川崎市屋外広告物条例では、路上違反広告物の除却に係る作業について規定しています。

また、路上違反広告物除却推進協力員の取り決め等については、「川崎市市民等の協力による路上違反広告物除却推進実施要綱」及び「川崎市市民等の協力による路上違反広告物除却推進実施要綱施行細則」で定めています。

屋外広告物法（抜粋）

第3章 監督

（違反に対する措置）

第7条 1～3・・・(略)・・・

4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下この条において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあっては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

(2) 管理されずに放置されていることが明らかなき。

（除却した広告物等の保管、売却又は廃棄）

第8条 都道府県知事は、前条第2項又は第4項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

川崎市屋外広告物条例（抜粋）

（許可）

第3条 本市内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 広告物の表示又は掲出物件の設置
- (2) 前号の許可の期間の更新
- (3) 前2号の許可に係る広告物又は掲出物件の変更又は改造（規則で定める軽微な変更又は改造を除く。）

（禁止物件）

第5条 次に掲げる物件（それらを取り付けている柱又は支持構造物を含む。）に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) トンネル、橋、道路用エレベーター、横断歩道橋、高架道路構造物及び分離帯
 - (2) 道路上のさく、駒止^{こまどめ}、並木、街灯、道路標識、道路反射鏡その他の道路の附属物
 - (3) 信号機(制御機を含む。)及び道路標識（前号に規定するものを除く。）
 - (4) 郵便差出箱、信書便差出箱及び公衆電話所
 - (5) 防火水槽標識、指定消防水利標識、消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
 - (6) 高架鉄道構造物（駅区域を除く。）
 - (7) 道路上に設置する変圧器及び配電器
 - (8) バス停留所の上屋
 - (9) 防犯灯
 - (10) 銅像、神仏像、記念碑及びこれらに類するもの
 - (11) 石垣、擁壁及びこれらに類するもの
 - (12) 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - (13) 煙突並びにガスタンク及びこれに類するもの
 - (14) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- 2 電柱、街灯柱(前項第2号に規定するものを除く。)、消火栓標識柱、アーチの支柱及びアーケードの支柱には、はり紙、ポスター、はり札等又は立看板等を表示してはならない。
- 3 道路の路面には、広告物（地下埋設物の管理上必要なものを除く。）を表示してはならない。

（市民等の協力）

第42条 市長は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、市民及び関係事業者の協力を求めることができる。

(罰則)

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条から第5条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第12条第3項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者
- (3) 第13条第1項又は第3項の規定による市長の命令に違反した者

2 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、200,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

川崎市市民等の協力による路上違反広告物除却推進実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、市内に表示し、又は掲出された路上違反広告物について、行政と地域団体とが連携して除却活動を展開するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 路上違反広告物

市長の許可を受けずに、路上に表示し、又は掲出された「はり紙、はり札等及び立看板等」をいう。

(2) 協力団体

路上違反広告物の除却推進に協力を申し出た自治会、町内会等の地域団体をいう。

(路上違反広告物除却推進協力員の委嘱)

第3条 市長は、協力団体から推薦された者のうちから川崎市路上違反広告物除却推進協力員（以下「協力員」という。）を委嘱するものとする。

(協力員の任期等)

第4条 協力員の任期は、2年以内とする。ただし、更新は妨げない。

2 協力員は、無報酬のボランティアとする。

(除却活動の区域)

第5条 除却活動の区域は、主として協力員が属する地域団体の区域及び当該区域に接する周辺区域とする。

(除却対象広告物)

第6条 除却の対象とする広告物は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、川崎市屋外広告物条例（昭和46年条例第77号）及び川崎市屋外広告物条例施行規則（昭和47年規則第80号）の規定に違反して路上に表示し、又は掲出された路上違反広告物とし、表示内容による恣意的な除却活動をしてはならない。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

川崎市市民等の協力による路上違反広告物除却推進実施要綱施行細則

(協力員の登録)

第1条 協力団体が協力員を推薦又は変更するときは、路上違反広告物除却推進協力員（登録・変更）申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(委嘱状等)

第2条 市長は、協力員に委嘱状（第2号様式）及び身分証明書（第3号様式）を交付し、腕章（第4号様式）を貸与するものとする。

2 協力員は、除却にあたり身分証明書を携帯するとともに、腕章を着用するものとする。

3 協力員は、委嘱任期の満了若しくは協力員としての身分が失効した場合、すみやかに市長に身分証明書ならびに腕章を返却しなければならない。

(知識の習得)

第3条 市長は、協力員に対して、路上違反広告物の除却活動に関する知識の習得が図れるよう必要な措置を講ずるものとする。

(非除却対象広告物)

第4条 除却の対象としない広告物は、次のとおりとする。

(1) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの

(2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のためのもの

(3) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示するもの

(4) その他屋外広告物法、川崎市屋外広告物条例及び同施行規則の規定に違反していないもの

(協力員の解任)

第5条 市長は、協力員が次のいずれかに該当するときは、協力員を解任するものとする。

(1) 協力員から申し出があったとき

(2) 協力員として、ふさわしくないと認めるとき

(除却広告物の処理)

第6条 協力員は、路上違反広告物を除却したときは、その管理を管轄区役所道路公園センターに移管するものとする。ただし、はり紙を除くものとする。

(事故等)

第7条 協力員は、除却活動に際して事故が発生したときは、速やかに管轄区役所道路公園センターに報告するものとする。

2 市長は、除却活動に係る協力員の事故については、別途契約するボランティア活動保険を適用するものとする。

附則

この施行細則は、平成13年4月1日から施行する。

この改正施行細則は、平成15年4月1日から施行する。

この改正施行規則は、平成16年2月20日から施行する。

この改正施行規則は、平成17年4月1日から施行する。

この改正施行規則は、平成19年4月1日から施行する。

この改正施行規則は、平成21年7月1日から施行する。

この改正施行規則は、平成22年4月1日から施行する。

この改正施行細則は、令和5年8月1日から施行する。

2 路上違反広告物除却推進協力員とは

路上違反広告物除却推進協力員とは、自治会、町内会等の団体より推薦され、市長の委嘱をうけた方のことをいいます。

協力員の任期は2年以内とし、無報酬のボランティアとします。

3 活動できる区域

除却活動の区域は、協力員が属する地域団体の区域及び当該区域に接する周辺区域とします。

4 除却活動時の注意事項

- (1) 除却活動にあたっては、必ず腕章を着用し、身分証明書を携帯するとともに、可能な限り2人以上複数人で活動するようお願いいたします。
- (2) 協力員になられていない方に協力をいただき、活動することは結構ですが、必ず協力員がともに活動するようお願いいたします。
- (3) 違反広告物を除却するときは、違反広告物及びその掲出のために使用された針金、ビニールひも等も併せて除却してください。
- (4) 除却活動のときは、協力員自身のケガ・交通事故に十分注意してください。また他人の身体や財産を傷つけないようにしてください。

5 除却活動の報告及び除却物件の回収

- (1) 除却活動後、違反広告物除却報告書（13ページ）を郵送又はFAXで送付していただくか、報告書と同じ内容を電話又は電子メールで御連絡ください。

【連絡先】 建設緑政局路政課屋外広告物係

住所 〒210-0007

川崎区駅前本町1-2-1 川崎駅前タワー・リパーク14階

電話 044-200-2814

FAX 044-200-3978

メールアドレス 53rosei@city.kawasaki.jp

- (2) 除却物件の回収については、各区役所道路公園センターに自主搬入していただきますようお願いいたします。

平日の午前9時から午後4時30分までの間に管轄区役所道路公園センターへ搬入してください。その際、利用調整担当の指示を受けてください。報告書を一緒に御提出いただいても結構です。

※「はり紙」は回収時に廃棄していただいても結構です。

6 除却できるもの

道路上の電柱・信号機・街路灯・街路樹・道路標識・ガードレール・歩道橋等にある営利を目的とした「はり紙、はり札等及び立看板等」。

〔例〕消費者金融業が掲出する「はり紙」、不動産販売業が掲出する「はり札等」、及び風俗店が掲出する「立看板等」。

*「のぼり旗」は除却できません。

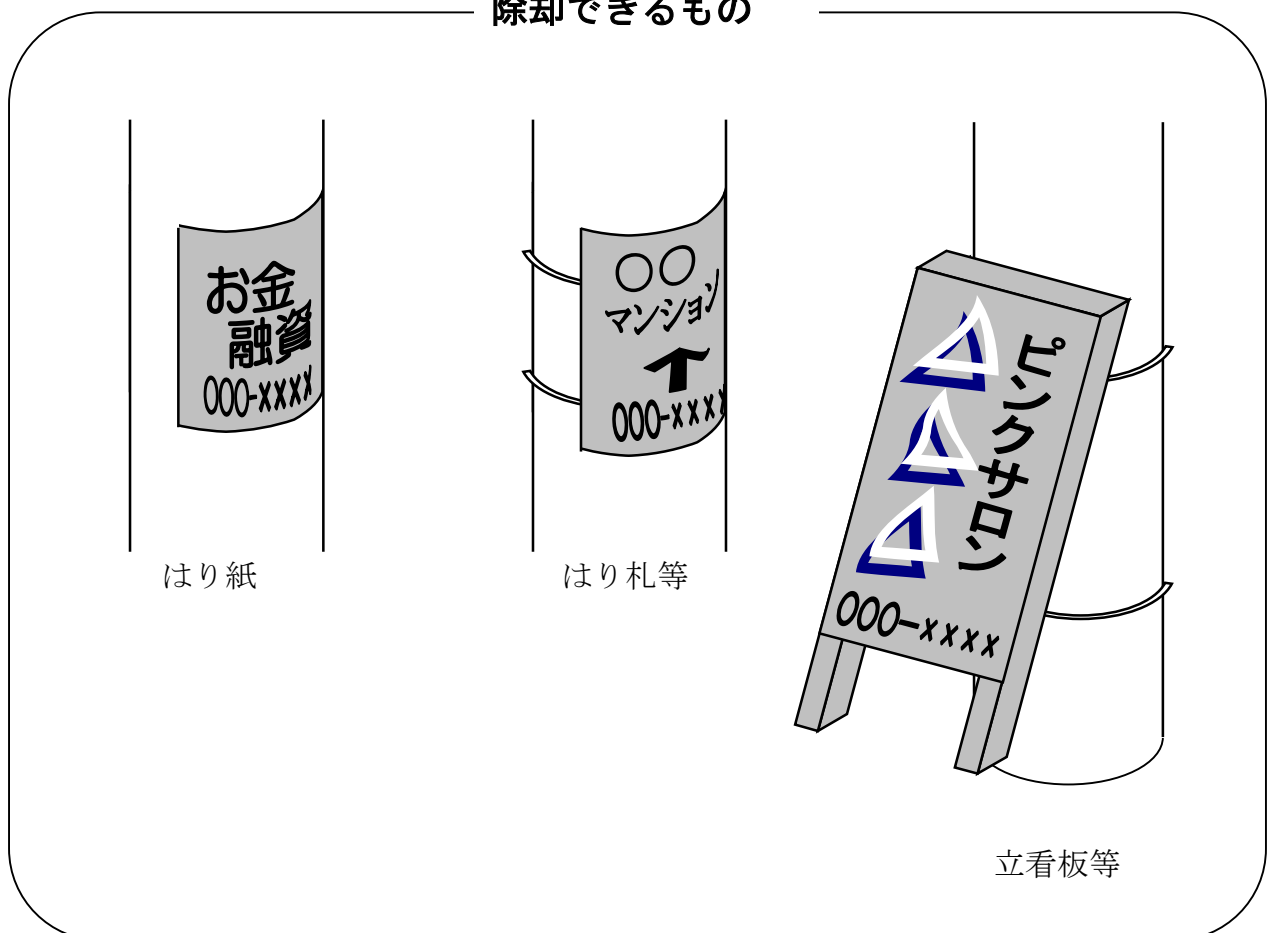
〈参考〉

「はり紙」…紙等に印刷又は手書きされた広告物で、他の物件に貼付されたもの。

「はり札等」…容易に取り外すことができる状態で工作物等に取りつけられているはり札その他これに類する広告物。

「立看板等」…容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これを支える台を含む）。

除却できるもの



7 除却できないもの

- (1) 政治団体、宗教団体、労働組合等が掲出する**営利を目的としない**「はり紙」、「ポスター」「はり札等」及び「立看板等」
- (2) 国又は地方公共団体が**公共的目的をもって**掲出するもの
- (3) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、**一時的に**掲出するもの
- (4) 自己の店舗前に置かれた自己の営業に関する**広告物**（「置看板」、「のぼり旗」等）
- (5) 商店街の区域内に同一**商店街用に**掲出する**広告物**（例えば「歳末大売出し」等）

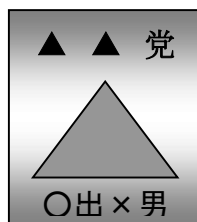
* 営利・非営利の目的が不明瞭な物件につきましては、行政側で対処しますので、市役所又は管轄区役所道路公園センターへ御連絡ください。

除却できないもの

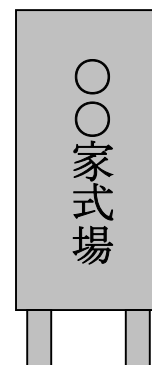
- 法令の規定や、国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの。
（工事、交通規制や非常事態などを知らせる看板など）



- 政治活動等に関するもの。



- 冠婚葬祭等



8 事故・トラブルが発生したとき

(1) 除却活動中、けがや事故が発生したときは、状況把握のため管轄区役所道路公園センターへ御連絡ください。その後、本市が契約するボランティア活動保険の対象になるか確認するため、建設緑政局路政課屋外広告物係へ御連絡ください。

(2) 広告業者等（広告を出している側）とトラブルが想定される場合は、行政側で対応しますので、極力避けるよう御注意願います。

万一、トラブルが発生したときは、現場での処理は行わず、除却活動を中止し、市役所へ御連絡ください。（行政側で対応します。）

*土曜・日曜など休庁日の除却活動についても、十分注意してください。

万一、トラブルが発生したときは、現場での処理は行わず、管轄の警察署又は最寄りの交番へ連絡をし、休日の明けた日に市役所へ御連絡ください。

〈連絡先〉

川崎市建設緑政局路政課屋外広告物係 0 4 4 - 2 0 0 - 2 8 1 4

道路公園
センター
(利用調整担当)

川 崎 区	2 4 4 - 3 2 0 6	宮 前 区	8 7 7 - 1 6 6 1
幸 区	5 4 4 - 5 5 0 0	多 摩 区	9 4 6 - 0 0 4 4
中 原 区	7 8 8 - 2 3 1 1	麻 生 区	9 5 4 - 0 5 0 5
高 津 区	8 3 3 - 1 2 2 1		

警 察 署

川 崎	2 2 2 - 0 1 1 0	高 津	8 2 2 - 0 1 1 0
川崎臨港	2 6 6 - 0 1 1 0	宮 前	8 5 3 - 0 1 1 0
幸	5 4 8 - 0 1 1 0	多 摩	9 2 2 - 0 1 1 0
中 原	7 2 2 - 0 1 1 0	麻 生	9 5 1 - 0 1 1 0

9 活動実績

(1) 令和3・4年度参加団体数及び協力員数

	参加団体数	協力員数
川崎区	13	50
幸区	9	27
中原区	13	48
高津区	11	31
宮前区	7	29
多摩区	13	30
麻生区	15	36
合計	81	251

(2) 除却件数（市民協力員）

	はり紙	はり札	立看板	合計
令和3年度	8	4	0	12
令和4年度	9	15	0	24

10 その他

(1) 前回と同じ協力員が継続して登録された団体

貸与品はそのままお使いください。（破損等により不足の場合は、別途御連絡ください。）

(2) 協力員が変更して登録された団体

前任者の方から、貸与品の引継をお願いいたします。（破損等により不足の場合は、別途御連絡ください。）

(3) ご不明な点、お問い合わせは、市役所まで御連絡ください。

【連絡先】建設緑政局路政課屋外広告物係

電話 044-200-2814

FAX 044-200-3978

メールアドレス 53rosei@city.kawasaki.jp

違反広告物除却報告書（ 月分）

（あて先）川崎市長

団 体 名

代 表 者 氏 名

代 表 者 住 所

代表者電話番号

除却活動を実施しましたので報告します。

除却日	除却場所	違反広告物種類別除却枚数			活動 人数	備考
		はり紙	はり札等	立看板等		
月 日（ ）						
月 日（ ）						
月 日（ ）						
月 日（ ）						
月 日（ ）						
月 日（ ）						
月 日（ ）						